

吉富町教育大綱

【1 策定の趣旨】

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成27年4月1日施行）に伴い、同法第1条の3第1項の規定により、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。

この大綱は、教育行政に地域住民の意向をより一層反映させるため、同法第1条の4第1項に定める町長と教育委員会で構成する「吉富町総合教育会議」において協議、調整を経て策定するものです。

【2 位置付け・実施体制】

この「吉富町教育大綱」は、吉富町が「誇りと絆を育むまち」になるよう、本町の教育の総合的な方針として策定するものです。ここに掲げた方針に従い、本町の教育を進めていくこととし、実施にあたっては、今後も町長部局と教育委員会とが連携して、「吉富町総合計画」及び「吉富町の教育施策」に掲げた施策を着実に推進するとともに、近年の様々な教育課題や社会情勢にも迅速に対応することとします。

この大綱は、令和元年度から令和4年度までの4年間を実施期間とします。ただし、近年の目まぐるしい社会経済情勢・教育を取り巻く環境の変動や変化に相応するため、総合教育会議において協議、調整を行い、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

【3 基本目標と基本方針】

「誇りと絆を育むまち」の実現のためには、町民一人ひとりが互いに尊重し、それぞれの個性を認めつつ、共に学ぶことが大切です。また、そのための環境づくりは欠かすことができません。吉富町では、町民の皆様と連携しながら、「誇りと絆を育むまち」の実現に向け、以下の基本目標を掲げ、3つの基本方針に沿って取り組んでいくこととします。

基本目標

一人ひとりが輝くまち
～「生涯を通じて学び続ける町・吉富町」の実現をめざして～

基本方針

「生きる力」を育む学校教育の充実

- 確かな学力を育む教育を推進します。
- 豊かな心と社会性を育む教育を推進します。
- たくましく生きる体力を育成します。
- 子ども一人ひとりの教育的ニーズに即した特別支援教育を充実させます。
- グローバル社会・情報化社会に対応した教育を推進します。

学校、家庭、地域が一体となった教育の推進

- 人権尊重の精神を育成する教育を推進します。
- 学校運営協議会の活動を推進します。
- 多様な体験を通して道徳性・規範意識を醸成します。
- 異世代、異年齢の交流を促進します。
- 故郷を知り、愛する活動を推進します。
- 安全・安心なまちづくり、学校づくりを推進します。

生涯学習社会の実現をめざす社会教育の充実

- 芸術・文化活動を推進します。
- 伝統文化・文化遺産の保存・保護・活用を推進します。
- スポーツに親しむまちづくりを推進します。
- 町民ニーズに応じた多様な学習機会を提供します。

令和元年8月1日策定

吉富町長 花畑 明